

第2子以降の子どもに対する小学校入学祝金支給のお知らせ

石巻市では、小学校に入学する第2子以降のお子様を持つ保護者に「小学校入学祝金」を支給します。該当される方は申請してください。

支給について

■支給対象者

次のいずれも満たす方が対象です。

- ・令和4年度に小学校に入学する第2子以降の子（対象児童）を持つ保護者
- ・基準日(令和4年5月1日)において、対象児童と保護者が石巻市内に住所を有すること

※ただし、対象外になる場合もありますので、対象児童の考え方は裏面を参考にしてください。

■支給額

対象児童1人につき**30,000円**を保護者に支給します。

申請手続き等

■申請書類の配布について

新1年生の家庭に小学校を通して送付します。子育て支援課窓口にもあります。また、石巻市ホームページ内の「子育て」のページからダウンロードもできます。

■申請書の書き方について

別紙（申請書の記入の仕方）を参考にしてください。

■申請先

同封の返信用封筒（切手不要）に申請書を入れて、郵便ポストに投函してください。又は、市役所本庁舎2階「子育て支援課」窓口提出してください。

■申請期間

令和4年5月6日（金）から令和4年6月30日（木）まで

■申請結果及び振込み

提出いただいた書類により支給の基準を満たしているかを判定し、決定通知書又は不支給決定通知書にてお知らせ後、支給決定された方には、指定された口座に入学祝金を振込みいたします。

詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

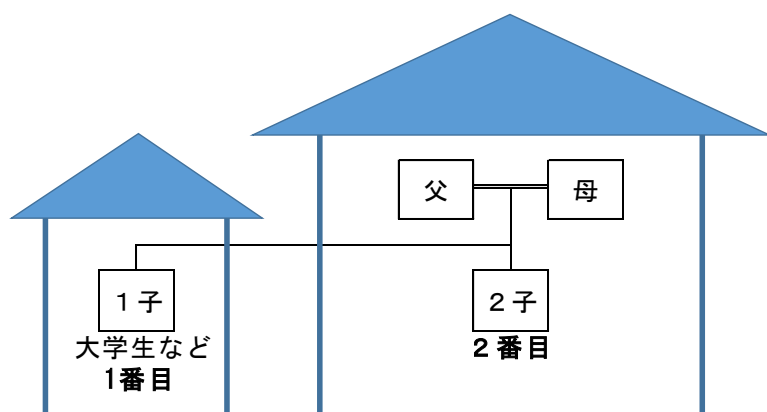
石巻市保健福祉部子育て支援課 電話 0225-95-1111（内線2553）

小学校入学祝金の支給対象児童の考え方

基準日 令和4年5月1日

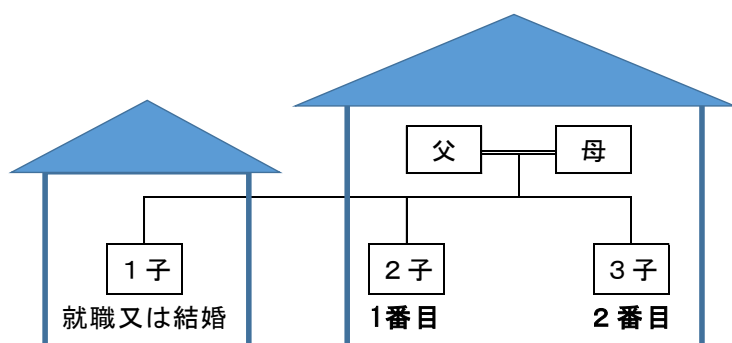
- ◎ 第2子以降が対象ですので、第3子、第4子以降が入学する場合も対象となります。
- ◎ 第1子、第2子…と出生順を数える際に、次のお子さんは算定に含めませんのでご注意ください。
 - ・ 結婚しているお子さん
 - ・ 就業している（自分で社会保険等に加入している）お子さん
 - ・ 児童養護施設等へ入所措置されているお子さん
 - ・ その他、基準日において監護や生計関係が認められないお子さん

例1：第1子が大学生等で別居している場合



第1子が、大学等への通学のために別居している場合は、学生であり、生計を別にしていない訳ではないので、祝金は該当になります。

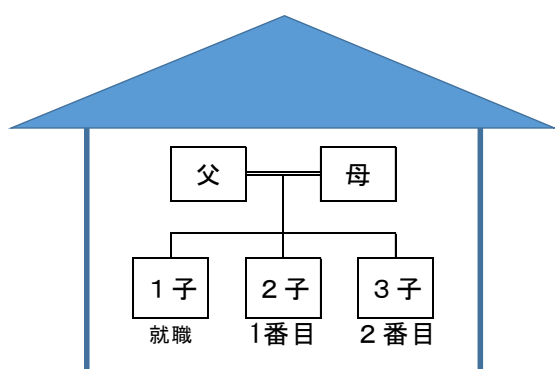
例2：第1子が就職又は結婚しており、生計を独立し、別世帯となっている場合



第1子が、就職又は結婚しており、生計を独立し別世帯となっている場合、第2子は1番目に数えることから、祝金は該当になりません。

※この場合、第3子が入学する時は、2番目に数えることから、祝金は該当になります。

例3：第1子が就職（自分で社会保険等に加入）しており、同居している場合



第1子が就職している（自分で社会保険等に加入している）場合は、生計を別にしていないとみなし、第2子を1番目に数えることから、祝金は該当になりません。

※この場合、第3子が入学する時は、2番目に数えることから、祝金は該当になります。